



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第11号

..... 1

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第11号

平成26年12月15日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月3日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 井 出 益 弘  
和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

#### 1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 職員に対し旅行命令及び外出承認に係る適正な処理について周知徹底を行うとともに、本来旅行命令により支給すべき旅費については、その支給のための手続を行った。</p> <p>(2) 職員に対し和歌山県物品管理等事務規程に基づく適正な事務処理について周知徹底を行い、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 職員に対し支出負担行為の合議区分に係る適正な処理について周知徹底を行い、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 職員に対し職場研修や朝礼等の機会をとらえ、交通法規の遵守及び安全運転の励行を徹底し、再発防止に努めている。</p>

#### 2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約669万円となっており、前年度末に比し約113万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 滞納31件のうち11件は現在も保護受給中であり、納入指導を行っているが未収金の縮減には至っていない。既に保護廃止となっている20件についても文書及び訪問により納入指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり全額徴収には至っていない。今後とも、面談や文書による督促、催告など法に基づき適切な償還指導を行っていく。</p>

<p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約153万円となっており、前年度末に比し約32万円増加している。          今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>併せて、生活保護の不正受給防止については、被保護者から年1回以上の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査、年金調査等により所得の把握に努めている。          その結果、平成26年12月末までに約147千円の納付があった。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話、手紙等で償還指導に取り組んでいる。          その結果、平成26年12月末までに約216千円の納付があった。          平成25年度末滞納者は7名で、滞納理由は、病気又は経済的理由によるものであるが、電話や訪問等の償還指導により、少額ながらも納入されている。          なお、新規貸付については、本貸付金の目的や償還の義務を申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を高め、未償還金の発生の防止に努めるとともに、滞納者に対しては引き続き指導強化を図っていく。</p> <p>(3) 正規の勤務時間外に公用車を運転した場合には、超過勤務として対応するよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
---	--

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b>            (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成25年度末で約482万円となっており、前年度末に比し約42万円減少している。            今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。            (2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p><b>検討事項</b>            廃川敷地の処理について、平成25年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。</p>	<p><b>注意事項</b>            (1) 委託管理人と連携しながら徴収状況を注視するとともに、各担当者も連携し、修繕業務における現場確認時に滞納者に働きかけるなど、円滑に滞納金を徴収できるよう努めている。            (2) 旅行命令及び外出承認の区分について、職員に周知を行うとともに、本来旅行命令により支給すべき旅費については、支給のための手続を行い、適正に処理を行った。</p> <p><b>検討事項</b>            平成24年度対象地に地籍調査が入ったことを機に対象者と接触する機会があったが、価格差の問題があるため具体的な交渉には至らなかった。今後は、条件等の検討を進め、処理が完了するまでは適正な管理に努める。</p>

4 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b>            (1) 旅行命令簿において、移動方法の記載誤りにより旅費が過支給されているものがあったので、適正に処理されたい。            (2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b>            (1) 移動方法の記載誤りにより旅費が過支給されているものについて、直ちに過払分の返還手続を行うとともに、今後このようなことがないよう職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）等について、職員に周知徹底を行った。            (2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p>

## 5 果樹試験場うめ研究所

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿の復命欄の命令権者確認印の押印漏れについて、うめ研究所長の押印を行い適正に処理した。</p> <p>また、今後このようなことがないよう、確認の徹底を図った。</p>

## 6 和歌山県立紀央館高等学校

監査実施年月日 平成26年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>教員特殊業務従事伺・実績簿において支給額が誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>指摘のあった教員特殊業務手当に係る事例については、速やかに追給の手続を行った。今後は誤りのないよう周知徹底を図り、適正に事務処理を行っていく。</p>

## 7 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 簡易公開調達において、公告と説明書の提出期限に食い違いがあったので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(2) 資金前渡口座の預金利息の調定期が遅延していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分超分を支給していない事例があった。また、正規の勤務時間外での勤務を命じているが、超過勤務命令がなされていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(4) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 通信運搬費において、誤って私用分を含めて支出していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日欄に記載漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 紀南県税事務所の旅行命令簿において、旅費計算を誤り不支給としていたものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 簡易公開調達においては、公告と説明書との整合の確認を徹底し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(2) 預金利息の調定期の遅延については、今後このようなことのないよう、職員に適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>(3) 超過勤務に対する職員の認識不足に起因すると考えられるため、正確な認識を持つよう周知するとともに、命令権者等においても超過勤務等の命令時に確認する等、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(4) 用務時間、出発時間及び帰着時間の確認を徹底するなどの注意喚起を行い再発防止に努めている。</p> <p>(5) 誤った支出分については、支出後すぐに支出した私用分は県に返納している。職員には事務処理に誤りのないよう周知徹底を図った。</p> <p>(6) 旅行命令の手続で処理すべきところを外出承認の手続で処理していた件については、職員に旅費制度を周知徹底し再発防止に努めている。</p> <p>(7) ETCカード使用承認・使用管理簿の記載漏れについては、事務手続を十分確認するよう注意し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(8) 旅費計算の誤りについては、今後このようなことのないよう、職員に注意し適正に処理を行うよう周知徹底を図った。</p>

## 8 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、和歌山県</p>

度末で約542万円となっており、前年度末に比し約35万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約450万円となっており、前年度末に比し約14万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(3) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(4) 備品である鉄製野犬捕獲オリ1台を亡失している。遺失物届を出しているが現在も亡失している状況が続いている。

今後かかる事態が生じることのないよう、備品の保管及び管理に万全を期されたい。

(5) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき遅滞なく督促状を送付するとともに、管内在住者への家庭訪問、遠隔地在住者への文書通知、電話連絡などを続け、今後とも粘り強く償還指導を続けていく。

また、新たな返還金の発生防止のため、毎年8月に全世帯の住民税課税状況調査を行い、収入の状況を確認するとともに、就労中の被保護者については毎月収入申告書又は給与証明書の提出を求め、年金受給中の被保護者については全員から年金改定通知書の提出を求める等、収入実態の把握に努めている。

その結果、平成26年12月末までに約45万2千円の納付があった。

今後も引き続き新たな未収金の発生防止に努めていく。

(2) 母子寡婦福祉資金の新たな貸付に際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町担当職員同席の上で面接を行い、制度の趣旨及び連帯責任について十分説明して償還責任意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。

新規償還開始に際し、督促後も納入がない場合は、文書、電話、訪問等により事情聴取や個別相談を行った上で定期的な償還を促している。

また、過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努めて毎月の分納償還を指導している。

その結果、平成26年12月末までに約13万3千円の納付があった。

今後とも適切な債権管理に努めていく。

(3) 郵便切手類使用簿の現物確認については、本年度以降、四半期ごとの現物確認を徹底するとともに、定期的に複数の職員（担当者及び副部長）による残高検査を行い、かつ、検印することとしている。

(4) 再発防止策として備品である全てのオリに保健所名及び連絡先を記載したシールを貼り、管理者を明確に示した。さらにオリの設置場所を地図上に記載し、設置開始日を動物関係苦情等処理簿に記載することで職員に対し周知徹底を図り、オリの設置期間を従来より短縮（最長1か月）して長期設置を避け、巡回の回数を増やし予防措置を行った。

(5) 旅行命令をすべきところ外出承認で処理していたことについては、旅行命令に係る出張伺いについて、路程により適正な取扱いをするよう職員に周知徹底を図った。

9 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成25年度末で約1,438万円となっており、前年度末に比し約91万円減少している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 電話及び文書による定期的な督促と委託管理人による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせ、未収金の削減に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、滞納整理事務手続の徹底、家賃徴収の強化、担当職員と委託管理人とのより深い連携及び適切な納付指導を継続するとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努める。</p>

- (2) 平成25年度道路占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。
- (3) 物品不用調書において、物品管理簿登記済月日欄への日付の未記入及び押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

- (2) 決裁済みの収入調定については、削除を行わないようにし、誤り等が発見された場合には、今後は取直しを行うよう適正に処理を行う。
- (3) 昨年度と同事項についての指摘ということで特に注意し、未記入及び押印漏れがないよう適正に事務を行っている。  
今後とも、十分に注意し、適正な事務処理に努める。

10 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は93.1%と前年度に比し1.0ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額も約4億5,539万円と、約7,477万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約86%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、平成26年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し、税込確保及び滞納額の縮減に取り組んでいる。 個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、8市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めている。 また、平成26年度は、田辺市、白浜町、那智勝浦町、太地町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。 延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理するよう命令権者及び職員に指導した。</p>

11 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約233万円となっており、前年度末に比し約29万円減少している。 今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 物品不用調書及び不用品処分調書において、次の不適切な事例があったので適正に処理されたい。 ア 物品不用調書において、不用決定すべきでない物品を不用決定していた。 イ 不用品処分調書において、処分先の記載が誤っていた。 ウ 不用品処分調書において、処分していない物品を記載していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未収金の縮減については、昼夜にかかわらず、戸別訪問や電話による納入督促を実施し、収納担当者やケース担当者の協力体制にて納入督促を図っている。 また、近年の雇用の不安定により厳しい状況になっており、指導困難ケースについては、子ども未来課等と債権管理の方策について協議を進めていく。</p> <p>(2) 注意のあったアからウまでの事項については、処分していない物品を確認して、処分先を修正し調書を作成した。</p>

- (3) 平成25年度和歌山県紀南児童相談所廃棄物処理業務委託について、産業廃棄物の処理として簡易公開調達を実施し、受託業者の決定をしておきながら一般廃棄物として処理していたので、適正に処理されたい。
- (4) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

- (3) 産業廃棄物処理委託を行うときは、関係法令及び関係通知に従い実施していく。
- (4) 外出承認簿及び旅行命令簿の適切な記載方法について、全職員に周知徹底を行った。

## 12 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 監査以降、和歌山県物品管理等事務規程に基づき複数人による四半期ごとの現物確認を行っている。</p> <p>(2) 過支給分については対象者から返納済みである。今後、このようなことがないように留意し、適切に処理する。</p>

## 13 和歌山県畜産試験場

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p>

## 14 和歌山県林業試験場

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の資金前渡において、資金前渡職員に交付された現金が債権者へ渡されず年度を超えて保管されていた。また、債権者が自費で支払った領収書を資金前渡の精算のために農林水産総務課へ提出されていた事例があったので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。</p> <p>(2) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 特別旅費の旅費計算書において、計算を誤り戻入を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の資金前渡の確認をより厳格に行い、原則口座払いとし、資金前渡は、必要最小限とした適正な処理をするよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>(2) 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、今後、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>(3) 職員等の旅費に関する規則に従い、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>(4) 旅行命令の確認をより厳格に行い、適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。</p>

## 15 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 歳入歳出外現金において、契約保証金の受入票が作成されていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品書について、受付印及び担当者の個人印の押印漏れ分の押印を行った。</p> <p>消耗品の納品時における事務手続について、納品書への受付印及び担当者の個人印の押印を含めて所内への周知を図った。</p> <p>(2) 歳入歳出外現金において、契約保証金の受入票の作成を行った。</p> <p>歳入歳出外現金の受入れの際の事務手続について、昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（現金及び有価証券関係）の内容を所内に周知した。</p>

## 16 和歌山県教育センター学びの丘

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、納品書への受付印及び個人印の押印に漏れがないよう職員に周知徹底を図った。</p>

## 17 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>光熱水費の支出について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 事務処理の誤りによる延滞利息が発生していた。</p> <p>イ 口座振替払せず資金前渡口座から職員が出金して支払ったにもかかわらず精算していなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>次のように措置を講じた。</p> <p>ア 光熱水費の口座引落日の確認については、複数の職員で行い、適正に処理するよう徹底を図った。</p> <p>イ 資金前渡口座から出金して支払った会計処理については、必ず精算を行い適正に処理するよう徹底を図った。</p>

## 18 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>随意契約（委託料）に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>出納機関への合議については、和歌山県財務規則その他の関係規程に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底を図った。</p>

## 19 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成26年11月27日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品管理について、現物確認できない備品があったの</p>	<p>注意事項</p> <p>指摘のあった物品については、耐用年数を超え修理不</p>

で、適正に処理されたい。

能で廃棄されたものであるため、廃棄手続を行うとともに、所属内の物品の適正な管理について徹底を図った。